

平成24年(ワ)第3671号・平成25年(ワ)第3946号
大飯原子力発電所差止等請求事件
原告 竹本 修三 外
被告 国 外1名

証 拠 説 明 書 (訂正)
(第12準備書面関係・甲201~202の2号証)

2024年(令和6年)5月31日

京都地方裁判所 第6民事部合議はA係 御中

原告ら訴訟代理人
弁 護 士 出 口 治 男
同 渡 辺 輝 人 外

甲号証	証拠の標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
201	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の改正について	2007.3	資源エネルギー庁	改正された同法の概要
202	日本学術会議 回答「高レベル放射性廃棄物の処分について」	2012.9.11	日本学術会議	日本学術会議が、政府の諮問に対し、現在の科学水準では、高レベル放射性廃棄物処理の方法について疑義が呈され「政策の抜本的見直し」を行うべきである旨回答していること等

甲号証	証拠の標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
202の 2	原発震災破滅を 避けるために	1997.10	神戸大学 名 誉 教 授・石橋 克彦	活断層の有無とは無関係に 大地震が起こりうること、し たがって、最終処分施設が地 中深くに建設されたとして も、10万年もの長期間に渡 り施設自体が存続し続ける という仮定が誤っているこ と等。

以 上